

平成26年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成26年9月26日 午前10時00分 開会
午後 2時55分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	生 野 吉 秀	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	河 合 良 則	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1	認第1号	平成25年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第2	認第2号	平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3	認第3号	平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第4 認第4号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第36号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 日程第12 議第38号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第39号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第33号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第15 議第34号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第16 議第35号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第17 議第37号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第41号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第19 議第42号 平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第40号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況についてご報告を願います。

初めに、総務建設常任委員会より報告願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月5日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります地域活性化事業新道の駅建設事業について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、地域活性化事業新道の駅建設事業についてであります。

理事者からは、現在計画している施設の概要について、1階部分には農産物の直売所や農家カフェ、物販、チャレンジショップ、飲食スペース、牛乳殺菌処理加工施設等で約2,300平方メートル、2階部分については事務室、多目的室等で800平方メートルを計画しているという報告がありました。

次に、用地買収の進捗状況については、未買収の用地が3件と移転補償が1件あったが、現在、これらについては全ての方に内諾をいただき、道の駅に関する用地交渉は整い、開発面積については3万2,811平方メートルとなり、今後、開発協議を進め順次、建築の詳細設計を行い、建築確認申請をするという報告がありました。

この報告を受け、委員からは、道の駅の事業手法については都市再生整備事業ですと言われていたが、平成26年3月議会で南側の盛土とあわせて都市公園事業で行うと答弁されている。そして今回の報告では、都市再生整備事業で公園事業ではないと答弁されているがなぜかという問いに対し、理事者側は、当時の部長が都市公園事業と答弁したことについては、改めて修正しておわび申し上げる。今後については都市再生整備計画事業、旧まちづくり交付金事業でしっかり事業を進め、何よりも市民のためのこの事業を早く完成することが、我々に課せられた責務であると認識して頑張っていきたいという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、今年度は予算計上を見送り用地買収に専念した結果、地元役員の協力もあって、交渉が難航していた地権者からほどなく同意を得られるまでに至り、ほかにも4件の方と代替地が決定し、間もなく契約を得られる見込みとなる等の成果を得られたという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、繰越し額に含まれる工事費は用地費に組替えることができ

るのかという問いに対し、工事費として繰越しをしているので用地費に組替えることはできず、工事費として執行しない場合は不用額として処理する。なお、橋りょう工事分の繰越明許費を平成25年度当初予算として1億1,520万円組んでおり、擁壁及び街灯の基礎工事のため2,524万円を執行したが、残りの8,996万円は不用となったという答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。

理事者からは、新市建設計画を見直すべく8月に各課からヒアリングを行い、現在、この結果に基づいて財政計画を検討しており、12月議会にて上程させていただく予定であるとの報告を受けました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、去る6月9日の奈良県地域交通改善協議会において、奈良交通が9月30日をもって当麻・新庄線の廃止を表明したことから、市内全域の運行体制が整うまでの間、奈良交通の協力を得ながら市の公共バスとして運行することになった。今後は、市内公共交通ネットワーク再検討をし、市民皆様が必要としておられるネットワークを構築していく予定であるとの報告を受けました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 次に、厚生文教常任委員会より報告を願います。

8番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月5日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件であります新クリーンセンター建設にかかわる諸事業について及び葛城市学校給食センターについて、審査の概要をご報告いたします。

初めに、新クリーンセンター建設にかかわる諸事業についてであります。

理事者からは事業の進捗状況などについて説明がありました。まず、新クリーンセンターの建設予定地の工事状況については、造成擁壁の工事を行っている段階である。また、敷地を拡大する南側部分の木の伐採や造成は全て完了し、敷地内に残っていた既存のリサイクルセンター施設についても8月に解体が終了しており、現在、敷地周辺の擁壁の一部をつくっているという報告がありました。次に、自然公園法の許認可の関係については、県と許認可申請の添付資料について最終調整を行っており、それが済み次第、本申請を早急に行う予定であるという報告があり、最後にクリーンセンターにかかわる県を相手取った裁判の経過についても報告を受けました。

次に、葛城市学校給食センターについてであります。

理事者からは前回開催した委員会以降の事業進捗について説明があり、ハード面については7月17日に起工式を終え、定期的に業者との打ち合わせ等をしながら建設を行っており、8月の最終週からは現場の基礎杭を打ち始めているという報告がありました。ソフト面につ

いては、これから給食業務等の委託業者の選定を行っていく過程で、プロポーザルの審査基準になる評価項目について、保護者からの要望を反映するためPTA役員の皆さんに説明をさせていただき、評価項目について要望書として回答をいただいた。保護者に対しては、食物アレルギー対応説明会及び意見交換会を開催し説明をしており、給食センターの職員への意向調査の実施については、アンケート調査票を7月に回収し、現在、個別面談の日程を調整しているという報告がありました。また、地産地消の取り組みの現状と今後の予定についても報告がありました。

なお、今後の予定については、現在、業務委託に向けての仕様書を作成中である。今後、給食業務を委託する業者選定に着手させていただきたいと考えているので、給食業務等の委託審査委員会を立ち上げさせていただきたいと考えているという内容でありました。

これらの報告を受け、委員からは業者選定のために仕様書作成に当たっての要望など、さまざまな意見がございました。

このほかにも、これら2つの所管事項については各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、委員会としては今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

西井決算特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月5日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、17日、18日、19日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしてまいりましたので、その経過及び結果について報告いたします。

初めに、認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

質疑といたしましては、総務費では、平成25年度における職員の有給休暇の取得率と取得率向上に向けてどう取り組まれたかを教えてほしいという問いに対して、有給休暇の取得日数の平均は7日間で取得率は17.9%であり、前年度と比較し0.2%上昇した。休暇取得に当たっては、平素から各課の管理職自ら取得するよう促すとともに、一部の職員に業務が集中しないように休暇取得しやすい環境づくりに努めている。また、昨年度から夏期休暇の日数を3日から5日にふやしたが、行事参加による代休取得の影響などにより有給休暇の消化につながっていない。今後は、これらの問題について検証し、改善していきたいという答弁がありました。

また、職員の休暇取得が困難なのは、適正な人員配置ができていないのが原因ではないかという問いに対して、適切な労働時間、勤務内容を精査し、職員が対応しなければならない

ものか、嘱託職員またはアルバイト職員などでも対応できるものかを仕分けした上で、どれぐらいの人員が必要かを算出し確立する必要があると考えており、今後、ヒアリングあるいはアンケートなどにより統計をとって方針を決めていきたいという答弁がありました。

さらに、市内2カ所で実施されているサテライト事業の平成25年12月以降の成果と今後の取り組みについての考えはという問いに対して、相談業務、印鑑証明の発行などのために利用されたのは、寺口ふれあい集会所において利用者数は25名で利用件数は33件、ゆうあいステーションにおいて利用者数は62名で利用件数は92件であった。本事業は、諸証明発行などのためだけでなく、高齢者から子どもまでが集まるコミュニティをつくることを目的とし、地域社会を再構築するためにこの施設を核として活用し、地方再生を図りたいと考えているので、今後もこの事業は継続したいという答弁がありました。

次に、民生費では、緊急通報装置貸与事業、また、まごころ弁当配食サービスの利用者が減少しているが、この原因はという問いに対して、平成25年度より、緊急通報装置貸与事業は介護保険事業の新緊急通報システムに23人が移行し、撤去者数は26人であった。この結果、平成25年度末の設置者数は170人となり、前年度末に比べて49人減っている。しかし、平成25年度末の介護保険事業での設置者数は40人であり、全体では210人となり、前年度より9人減っていることになる。まごころ弁当配食サービスの利用者については、平成25年度末現在で125人であり、前年度末より5人減っている。いずれの事業においても、施設入所や入院された方が新規の方よりも上回ったことが原因であると考えているという答弁がありました。

また、答弁に対して、新緊急通報システムの効果はという問いに対して、新システムは希望者に対してモバイル装置をつけることができる。また、貸与者の安否などを確認するために、センターから月に1回連絡があり、貸与者を見守ることで旧システムよりよいものであると評価しているという答弁がありました。

また、行旅死亡人取扱い費21万2,500円は何人分取扱ったのか、1人分にしては金額が大きすぎると思うが、その費用内容はという問いに対し、取扱いは1人分である。費用内容については、事件性確認のために警察での司法解剖に要する経費、火葬代、運搬費などであるという答弁がありました。

次に、衛生費では、生活環境影響調査業務委託料及びダイオキシン類検査業務委託料の調査の内容はという問いに対し、生活環境影響調査は大気汚染による文化財などへの影響調査で奈良大学の文化財保存科学研究室に委託し、當麻寺の西塔、及び竹之坊、當麻クリーンセンター、當麻庁舎、博西神社の5カ所において、二酸化硫黄と二酸化窒素、塩化物イオンについて、毎年度、年間を通じて調査している。また、ダイオキシン類の調査は毎年度、當麻クリーンセンターほか5カ所の土壌調査だけであったが、平成25年度においては、地元からの要望でもあり、大気質調査も當麻寺ほか5カ所で11月と3月に1週間ずつ行った結果、環境的数値では問題がなかった。現在、當麻クリーンセンターは稼働していないが、稼働していない状況でどのような状況かを確認し、今後、稼働した後も調査を続けていきたいと考えているという答弁がありました。

また、保健施設費の土地借り上げ料の契約内容及び単価に基準などがあるのかという問いに対して、この借地は新庄健康福祉センターの北側の更地で、駐車スペース約60台、面積は1,404平方メートルで、主に乳幼児健診、集団検診や子育て支援センターに車で来られる方の駐車場として借用している。また、契約金額の算定基準としては、固定資産税評価の6%程度を目安として交渉しているが、どうしても市民のために借用しなければならない場合についてはその限りではなく、地権者との交渉の過程での金額が決まってくるということでもある。今後、土地の借り上げする場合の交渉に当たっては、できる限り現在の価格などを考慮して交渉してまいりたいという答弁がありました。

次に、農林商工費では、観光アドバイザー会議の成果及び協議された内容はこの問いに対し、観光振興に取り組むため幅広い分野の有識者からアドバイスなどの協力を得ながら、市の魅力を発信し、地域活性化を図ることなどを目的として設置された会議であり、平成25年度は3回開催し、主にインバウンド事業、外国語観光パンフレットの作成、竹内街道1400年記念事業、体験型ツアー、相撲館の活用などに対する意見をいただいた。アドバイザーは10名構成で、1回の会議に5名から6名出席いただいているという答弁がありました。

また、新庄地区及び當麻地区の情報伝達方式の違いによる負担の解消についての取り組みはこの問いに対して、市内の全1万3,000世帯のデジタル無線放送を無償借用した場合の費用を見積もったところ、8億円から9億円と非常に多額の費用がかかるため、ほかの方法を模索しているところであるという答弁がありました。

次に、土木費では、道路新設の手続の流れを教えてくださいという問いに対して、平成25年度に新設された道路ではなく、改良のみを行った新設要件は、以前、幅員4.5メートル以上としていたが、道路事情の変化などにより地元側の要望による新設道路は6メートル以上としている。なお、地元では国庫補助を受けられるよう、7メートル以上の道路新設をお願いしたいと考えている。また、都市計画道路については、平成元年の計画決定時から20年以上たった道路については、国・県からの指導のもと、見直し作業に取りかかっているという答弁がありました。

また、事業執行に必要な用地の補償費はどのように算出されているのか、また事業費の繰越し及び執行率が低いことの原因はこの問いに対して、用地補償の算定は田または宅地などの地目、土地の形、前面に接する道路をもとにした補正係数により、公示価格も参考にしながら鑑定価格を算出し、その金額の用地買収を行っている。尺土駅前周辺整備事業の土地は、駅前の利便性により他の土地と比較して少し高くなっている。繰越しなどの原因については、主に用地交渉が進まなかったことなどが考えられる。新市建設計画による多くの事業を遂行してきたが、事業計画については厳しく、事業の未執行により不用額が出る結果となった。しかし、合併特例債の期限が延長され、特例債などの有利な財源を利用することにより、市民サービスの維持向上の観点から、財政負担が違うため、事業を執行させていただいてきた。今後は、不用額が出ることをないよう、また繰越しせず年度内の完成に向けて事業の遂行に努力していかねばならないと考えているという答弁がありました。

次に、消防費ではありますが、消防費については委員会条例の規定により、参考人として奈

良県広域消防組合の職員に出席していただき、審査をいたしました。

質疑では、初期消火に必要な防火水槽や消火栓などの消防施設の整備について、計画的に予算化され整備していくことが必要であると思うが、どのように考えているのかという問いに対して、防火水槽についてはここ数年、新たに設置されていないが、現在、大字の方からの要望もいただいているので、平成27年度以降、設置に向けての予算化を検討している。消火栓については順次設置をしているが、山手にある大字などについては防火水槽が設置できないところもあり、防火水槽よりも消火栓の方が有効だと思われる場合もある。今後、防火水槽、消火栓が必要な場所をどのように把握していくのか、消防本部とも協議してまいりたいと思っている。また、地元大字とも適宜ご相談させていただきながら、どのような形がいいのか適切な方針などを出していきたいと考えているという答弁がありました。

また、救急車や消防車が通れない各大字の道の把握はできているのか、また通れない道について今後どうしていくのかという問いに対して、救急車や消防車が通れる道、通れない道の状況は、消防署で把握できている。出動前には地図などを確認し、安全第一を考慮した上で、狭い道ではなく広い道を通り、現場へ出動する体制をとっている。また、道が狭い場所についても、消防署の方で防火水槽や消火栓また近隣のため池などを活用して消火を行う体制を整えていただいている。今後、まちづくりを考えていく上でも、狭い道路をどうしていくかということは、これから考えていかなければならないことだと思っているという答弁がありました。

次に、教育費では、文化会館自主事業について、事業計画を立てるに当たりどのように企画立案をしているのかという問いに対し、自主事業の企画については、来場者に対するアンケート調査の結果や文化会館協議会委員のご意見を参考にさせていただきながら、歌謡や子ども向け、大人と子どもが一緒に見られるものなど、年齢層のバランスも考慮し、定員の75%の集客を目標に立案している。また、自主事業の予算額は、合併当時と比較すると半分近くになっており、なるべくお金がかからないよう、自分たちでできる催しなどを考えている。今後も幅広い市民の方々に来ていただけるよう努力してまいりたいと思っているという答弁がありました。

また、図書館の図書購入事業について、新規図書はどのような基準で購入しているのか、新書の購入後、市民への広報はどのように行っているのかという問いに対して、新規図書の選定については、最良の書を最大多数の市民に最小の経費でという方針で、限られた予算の中でなるべく利用者のリクエストに応えつつ、バランスを考えながら選定している。また、購入に当たっては、図書館の職員全員で購入リストに目を通し、協議した上で購入している。新書の広報については、現在、児童書に関しては新書が入ったことや、今後はこのテーマで集めてみたいというような企画などを図書館において行う等、広報している。今後は、大人の一般書に関しても細やかな配慮をもって広報、宣伝し、1人でも多くの方に本を読んでもらえるよう、また来館していただけるよう努力してまいりたいという答弁がありました。

歳入では、市税の調定額の内訳などについて前年度と比較すると、個人市民税についてはふえているが、法人市民税、固定資産税については減っている。これらの要因についてどの

ように考えているかという問いに対して、個人市民税については特徴推進事業によって特別徴収の納税義務者が前年度よりふえた。一方で、給与所得者の所得がかなり減少したため、特別徴収の調定額としては前年度より減少している。しかし、株などの譲渡所得がふえたことにより普通徴収の調定額がふえた結果、個人市民税全体の調定額は増加している。法人市民税の均等割、法人税割は、ともに前年度より調定額が減少している。均等割については事業所等の従業員数の減による法人号数の変更などが要因であり、法人税割についても国の税率改定により法人税の全体的な額が減少したことや、大手の法人において均等割しか入ってこないことが要因である。固定資産税の土地については、特定市街化農地の宅地並み課税の減額措置の4年目ということで、評価額の減額幅が減少されたことに伴う課税額の増加があったが、地価の下落による時点修正率の変更があったことにより、減少があった。家屋については、新築家屋の増加により調定額が増加となっている。また、償却資産においても、依然企業の新規の設備投資が低調なことにより、市内の大手企業も設備投資が進まなかったことにより調定額が減少しており、固定資産税全体としては調定額が減少しているという答弁がありました。

また、寄附金として計上されている一般寄附金、土木費寄附金、ふるさと応援寄附金の内容についてそれぞれ教えてほしいという問いに対して、一般寄附金についてはダイドー薬品から100万円、宗教法人ほんみちから300万円、大字疋田から1,100万円、大字木戸から1,500万円、ほか団体からの寄附が1件で2万107円などとなっている。土木寄附金については、二上山ふるさと公園の公園館入口に募金箱を設けており、その募金箱に入れていただいた金額5万1,154円を寄附金として計上した。ふるさと応援寄附金については、平成25年度は72件分で126万9,000円となっているという答弁がありました。

次に、総括質疑では、平成26年10月で合併10周年を迎えるに当たり、葛城市が誕生してから平成25年度末時点までの10年間の財政推移及びそれに対する評価、またこれからの財政の見通しについてお伺いしたいという問いに対して、合併以降10年間の財政推移で実質収支においては、10年間の前半は国の三位一体改革などによる交付税の縮減や、国庫補助金負担金の縮減等の影響を受けた結果、基金を取り崩した中での黒字となっていたが、後半は、財政状況は好転し、基金を取り崩すことなく決算を迎えている状況である。これについては、経常的な一般財源である依存財政の普通交付税などが年々ふえてきたことに加え、地域活性化・生活対策臨時交付金、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用の再生特別基金事業、地域の元氣臨時交付金など、これまでの国の政権交代等による支援施策にも助けられていることも要因の1つであると考えている。なお、基金積み立てについては、平成16年度は普通会計ベースで36億1,600万円余りであったが、平成25年度末においては49億8,100万円余りとなっており、地方債残高については、平成16年度は121億円余りであったが、平成25年度末では合併特例債などの起債もふえてきた関係で140億円余りとなっている。また、財政指標である経常収支比率、実質公債費比率においては、ともに現在県内12市の中でも優良な状況を推移させていただいているところであるが、国の施策がその時々々の政権により大きく変わってくることなどを鑑みると、今後の見通しについては、これからの新市建設計画の遂行に向けて、

持てる財源を効率よく運用していけるよう、気を引き締めて取り組んでいかなければならないと考えているという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、特定健康診査の受診率向上のためにどのような取り組みをし、成果を上げることができたのかという問いに対して、保健師や看護師を臨時雇用し、電話での受診継続勧奨や未受診者への受診勧奨を実施した。電話勧奨を行う日数や回数も前年度と比べて多く実施した。その賃金として、平成24年度51万3,000円に対して平成25年度は78万9,300円と増額となった。集団検診の実施日数についても、平成24年度10回に対して平成25年度については16回と、受診しやすいように回数を多くした。また、検診結果により保健師から治療の必要な方については訪問等を行い、重症化等にならないよう予防や治療につなげているという答弁がありました。

また、人間ドックの受診者の動向と今後対応する医療機関をどのように拡大していくかという問いに対して、人間ドックの受診者は葛城メディカルセンターで84件、健康づくりセンターで138件、合計222件である。平成24年度の215件に対して少し伸びている。受診されている年代については60歳を超えたころから受診されている方が多い。現在、葛城メディカルセンターと健康づくりセンターの2カ所で受診された方に7割を助成し、個人負担としては1万円余りである。また、今後、かかりつけの病院で人間ドックを受診できるようにと大和高田市立病院と協議したが、受診時間帯などの関係で調整ができなかった。それ以外の近隣の病院でも受診していただける環境に今後どのように整えていくのか、検討課題であると思っているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号、平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、第5次介護保険事業計画における、介護サービス給付費の計画値に対する平成25年度の実績はどのようになっているのかという問いに対し、平成25年度の居宅介護サービス給付費における当初予算に対する執行率は、介護サービスと介護予防事業とあわせて全体では102.3%、介護施設サービスについては当初予算に対する執行率は108.1%になったという答弁がありました。

また、特別養護老人ホームの待機者や老人保健施設の施設整備の現状はどうなっているのかという問いに対して、特別養護老人ホームの待機者については、今年8月に調査した結果、待機者は95名でそのうち居宅で待機している方が50名、残りの45名については老健施設やグループホームなどの施設に入所している方である。また、老人保健施設の整備状況については、平成26年4月現在で、県内には47施設あり4,143人分のベッドがある。平成26年度中の新規開設の予定については、樫原市で1カ所80床、生駒市で1カ所20床となっており、葛城市では1カ所80床が増設される。平成27年度以降については、樫原市で1カ所80床、桜井市

で1カ所80床と葛城市で1カ所80床が予定されているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成25年度の下水道の整備率及び普及率並びに水洗化率という問いに対して、事業認可面積1,228ヘクタール、事業整備面積1,117ヘクタール、整備率90.97%、普及率89.99%、それに対して水洗化率は87.6%になっているという答弁がありました。

また、下水道の使用料が落ち込んでいる原因はという問いに対して、平成25年度に新規で下水道に切りかえた戸数は、一般排出としてくみ取りが14件、単独浄化槽64件、合併浄化槽が5件、そして新築家屋約200件が下水道に接続され、その結果、約4万4,000トンの使用量で300万円の増収となったが、それ以上に、事業所であるシャープの使用量が前年度と比べて約2,800万円落ち込んだことが原因であると答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号、平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、給食における地産地消はどのくらい進んでいるのか、また地産地消における目標数値は設定されているのかという問いに対して、地元産の野菜の使用割合は11%前後であるが、県内産の卵や米なども含めると30%から40%までの数値となっている。今後も関係団体と調整し、安全で安心できる食品を取り入れていただきたいと考えている。また、目標数値については、来年度の予算編成に向けて話し合いをしながら、ある程度の目標数値の設定をできるよう努力していきたいという答弁がありました。

また、新しい給食センター建設に伴い、光熱水費を従来よりどのくらい削減が見込まれるのか試算されているのかという問いに対して、現在、電気及びガスの使用料については試算を行っているところであり、まだ具体的な数値は決まっていないが、コジェネレーションシステムを導入することにより光熱水費をかなり下げられると思われるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、歳入の霊苑使用料について平成25年度の区画ごとの応募件数を教えてほしい、また霊苑管理料の滞納件数及び金額はという問いに対して、応募件数の内訳についてはA区画が8件、B区画は24件、C区画については応募がなかった。また、霊苑管理料の滞納件数及び金額は、平成25年度滞納件数が36件、滞納金額は35万9,100円で、前年度に比べて件数はふえているが滞納金額は減っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定するものと決定いたしました。

次に、認第9号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、普通徴収対象者人数と滞納者人数は何人か、また、滞納者に対する短期保険証や資格証明書の発行者数はという問いに対して、平成25年度の平均で特別徴収対象者が3,125人、普通徴収対象者が749人であり、平成26年8月31日現在の滞納者は67人、収入未済は259万3,800円であり、また、滞納者に対する短期保険証は現在24人に交付しているが、資格証明書の発行はないという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することと決定いたしました。

最後に、認第10号、平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、給水原価130円42銭と供給原価129円85銭の差がトン当たりマイナス57銭となっている。このことについては今後どのような経営努力で対応するのかという問いに対して、シャープの落ち込みをカバーするため、大口の法人などに対して使用水量の拡大の営業努力を行っている。県水については、トン当たり原価が140円から130円に引き下げられ、更に取り決め水量を越えて使用した場合、90円になる。ただ、その単価が適用されるには厳しい数値であるが、県の水道局とも協議しながら対応していきたい。また、今年度は有収率が95.89%になり、前年度比で0.43%の増となっている。今後においても、老朽管の敷設替え工事を進め、漏水などの早期発見、即座の対応に努め有収率を高めるとともに、財政面においては今後も企業債の繰り上げ償還を計画的に進め、水道事業の安定した経営に努力してまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定するものと決定いたしました。

以上10議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておることをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告といたします。

西川議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程の認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

真摯に審査をし、賛成をさせていただいた平成25年度葛城市一般会計予算です。その議会が認めた予算にもかかわらず、事業が進まず多額の繰越しをし、執行されなかったこと、このことは、平成25年度に限らずここ数年こういった傾向にあり、本当にこれで新市建設計画等事業の期限内の完遂ができるのか危惧されるところです。

また、決算特別委員会において、審査に必要な数字の開示を求めたにもかかわらず、明確にされなかったこと。これでは真の審査はできません。

補助事業に対する考え方、また、資料の開示等、これらの速やかな改善を求め、以上の理由により本決算は反対とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成25年度一般会計決算につきましては、歳入総額164億6,666万円に対し、歳出総額153億2,138万2,000円であり、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いて実質収支は6億3,827万5,000円であり、大幅な黒字決算となっております。

まず、歳入面におきましては、市税確保のため昨年度より始められたコンビニ収納において着実な成果を上げておられるなど、収納率の向上に努力されており、国から地方への財源措置である普通交付税や特別交付税についても当初予算額よりも上回った額となっております。さらに、市債については交付税措置のあるより有利な起債の充当や国の経済対策に基づく交付金など、さまざまな面で財源の確保に努められたことによることが主な要因であります。

また、歳出面におきましては、新市建設計画に基づく主要事業である新クリーンセンター建設事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業など執行されているとともに、100%国の補助であるICT街づくり推進事業の事業採択を国より受けられ、地域が複合的に抱える諸課題の解決の選考モデル事業について、国や企業と連携しながら取り組まれています。また、緊急雇用創出事業交付金であるところの観光インバウンド事業、竹内街道1400年記念事業、地域防災マップ作成事業、公共施設調査業務、買い物困難者生活支援システム調査事業、バイタル調査事業、地域ブランド創出事業等々、山下市長が公約で掲げられたビジョンに係る諸事業を、補助金を活用しながら着実に執行されておられ、一般財源の支出を抑制されていることに、高く評価したいと考えております。

しかし、これまでからも指摘されている繰越し事業に関しましては、国の施策に伴う事業を除き、会計年度独立の原則からも、年度内に事業を完了していただくことを要望しておきたいと思っております。

今後も、市民が安心して暮らせるまちづくりのためのもろもろの施策推進に取り組んでいただくことはもちろんのこと、効果的で質の高い市政運営の実現に向け、歳入面ではさらな

る財源の確保に努めら、また歳出面では新市建設計画を中心とした普通建設事業や、事務事業について精査されるなど、将来を見据えた計画的な財政運営を推進し、健全な行政運運営に取り組みられるよう願うものであります。

以上により、本決算により認定すべきと判断できる内容であると申し上げ、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

岡本議員 私は反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、認第1号、平成25年度の一般会計決算の認定であるわけですが、私は4年前から事業費の繰越しについて毎年指摘をしまいたったわけでございます。しかし、理事者側は耳を傾けようとしませんでした。平成24年度から平成25年度に繰越された金額、総額で17億8,551万3,000円、このうち6款、土木費に絞っていきますと、まず、道路新設改良費繰越し額8,300万円、執行額7,647万7,000円、不用額652万3,000円、執行率は92%であります。

次に、尺土駅前周辺整備事業費。繰越し額3億7,942万2,000円、執行額4,199万7,000円、不用額3億3,742万5,000円、執行率は11%であります。

次に、国鉄・坊城線整備事業費であります。繰越し額1億4,400万円、執行額8,397万8,000円、不用額6,002万2,000円、58%であります。

次に、地域活性化事業費、5億4,000万円、執行額4億7,675万8,000円、不用額6,324万2,000円、88%の執行率であります。

次に、吸収源対策公園緑地事業費。繰越し額7,700万円、執行額7,413万円、不用額287万円、96%の執行率であるわけでございます。

この5事業の繰越し額を総括しますと12億2,342万2,000円。そのうちの執行額7億5,334万円。不用額4億7,008万2,000円。この土木費の執行率を見ても、61%強ぐらいであるわけでございます。

執行状況につきましては今申し上げたとおりでございますけれども、未執行額4億7,008万2,000円のうち、約2分の1は国庫に返還措置をされておると思います。残りは平成25年度の不用額として処理されておる。また、用地買収金額につきましても、各事業で内容も異なるわけでございますが、つい先日の新聞報道で、国交省が発表した地価公示価格、全国的に7年連続下落してますよと、こう報じられておるわけでございまして、葛城市の公共用地は下落するどころか上昇している部門も、私はあると思っております。また、価格保証についても、一般的には考えづらい金額であるのではないかというふうに思います。

国庫補助事業がどういう内容かということが、私は、理事者側が認識を新たにしてもらわないと、今後の経済状況の変化を考えたときに、国庫補助事業が大変困難になる時期が目に見えておるのではないかなというふうに思うわけでございまして、こういうことも含めて将来のまちづくりに対しての検討をお願いしたいというふうに思います。

このようなことから、私は平成25年度の一般当初会計の審議、一番当初のときにどんな審議をしたのかなと、私も反省をいたしております。そういうことから、平成25年度の一般

会計決算認定で合意できる内容もたくさんあるわけですが、特に繰越しの執行状況で見てみますと、到底賛成できる内容ではありませんので、反対せざるを得ません。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

12番、赤井君。

赤井議員 認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成25年度一般会計決算につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて、実質収支が6億3,827万5,000円であり、大幅な黒字決算となっております。新市建設計画による本格的な事業の執行に伴い、多額の合併特例債の発行による公債費の増加や、基金の減少等が予想される中、市民の福祉向上のために貴重な市税を初めとする一般財源を有効に活用する観点から、諸事業に要する補助金の特定財源確保のために、全国的にも珍しいICT街づくり推進事業を代表とする多くの国等の補助対象事業を取り入れられたことにより、一般財源の支出を抑制された結果であると言えます。

本年度は、主要な事業として地域循環型社会形成推進事業、地域活性化事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業を初め、吸収源対策公園緑地事業や土地改良事業、幼稚園・小学校・中学校施設整備事業等の建設事業が執行されており、全体的に見て順調な決算と言えますが、繰越しされている事業もありますので、早期に完了されることを強く願います。

内外の厳しい社会経済情勢のもとにあつて、本市では、子どもたちを初め市民が安心して暮らせるまちづくりのため、各種の施策の推進にも取り組んでいかなければなりません。事務事業の整理、合理化、組織機構の再編、定員管理と給与の適正化及び経費の節減、合理化等、財政の健全化に向け、全庁で取り組まれているところでありますが、更に効率的で質の高い市政運営を実現するため、将来を展望した計画的な行財政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう取り組み、住民の健康と福祉の増進に一層の努力を要望いたしまして、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第1号の平成25年一般会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成25年度の政府予算は、平成25年2月26日に成立した平成24年度補正予算と一体になった15カ月予算として、安倍首相が掲げる経済政策アベノミクスを推進し、これによって円高、デフレ不況から脱却をし、雇用や所得の拡大を目指すとした予算でありました。

デフレ不況の原因は金融緩和の不足にあるのではなく、賃金等国民の所得の低下が原因です。金融緩和によって余剰資金が株式投資に回り、株価の上昇によって資産が増加した、一部の富裕層の消費がふえましたが、一般庶民の消費は停滞したままであります。

また、安倍首相の財界団体に対する賃上げの要請も、一部の小売業界や自動車業界の賃上げにとどまり、勤労者の平均年収は平成9年の446万円をピークに減り続け、16年間で70万

円近くも減っています。年金給付の6,000億円の削減、子ども手当の削減や、年少扶養控除廃止による増税等、高齢者と子育て世代の収入は国の施策で減らされ、大きな打撃を与えています。

働く人の3人に1人は派遣や請負、パートなどの不安定な仕事にしかつげず、年収200万円以下の働く貧困層が1,000万人を超えています。

何よりも、本年4月から消費税を3%も上げることにより、8兆円にも及ぶ史上空前の大増税を押しつけることは、国民の暮らしと日本経済に深刻な事態をもたらしています。

一方、15カ月予算の平成24年度補正予算は、地方自治体関係だけで約4兆円規模の公共事業が、前倒しで盛り込まれ、地域の元気臨時交付金や各種基金の積み増しなど、地方自治体の財源となる措置が盛り込まれました。この地域の元気臨時交付金などの活用によって、規定の建設事業の一般財源分を生み出し、他の事業に活用されるなど、事業の推進と財政の健全化において大いに貢献されています。

小泉政権の三位一体改革の3年間で、地方交付税が5兆2,000億円、国庫補助金で5兆1,000億円削減されるなど、厳しい財政運営を余儀なくされてきましたが、近年の地方自治体の財政は、麻生政権以来の地方財政対策や経済対策によって息を吹き返しています。

さて、地方自治体の第1の責務は、住民の福祉の増進を図ることにあります。市民の命と暮らしを守り、支える役割を果たさなければなりません。平成25年度の予算執行によって、その役割をしっかりと果たすことができたかどうか問われます。

平成25年度一般会計予算の提案では、地方交付税の見込みは対前年度比マイナス2.2%となり、歳入予算の根幹をなす法人市民税において、企業の業績不振に伴う減収が予測され、特に法人市民税と固定資産税は大幅な減収が見込まれる。歳出面では、扶助費や特別会計への繰出し金の増額が見込まれるほか、新市の建設事業計画にもとづく普通建設事業は例年に比べ突出した年度となることから、厳しい財政運営が強いられることとなる、このように述べていました。そして、財源不足を補うために、財政調整基金積立金から7億9,000万円を繰り入れ、収支の均衡を図っておりました。

しかし、本決算では、国の地方財政計画による地方交付税は、前年度より3,921億円の減額、臨時体制対策債は799億円の増でしたが、国の一次補正で増額措置があり、普通交付税は2億1,800万円の増収となりました。内部的には市税収入が当初予算の見込み額より調定額で4億9,458万円上回っています。財政調整基金から繰入れていた7億9,000万円を全額基金に繰戻すとともに、新たに3億5,986万円を財政調整基金に積み増した上に、実質収支で6億3,827万円の黒字決算となっております。しかし、平成24年度からの7億7,498万円が繰入れとして収入されることなどにより、昨年に引き続き実質単年度収支は1億3,459万円の赤字になっています。

小泉構造改革による三位一体改革で、平成16年度に突如として3億円も地方交付税が削減されるなど、厳しい財政運営を強いられてきましたが、平成20年度以降の地方再生対策や平成21年度の地方交付税の1兆円規模の上積み、平成25年度の元気臨時交付金など、毎年の地方財源の確保措置により、平成21年度以降は順調な決算となっております。

この間の好調な決算による余剰財源は、新市建設事業の進捗に伴う合併特例債や通常債の償還財源として、財調等に積み立てておくべきであります。

平成25年度の個人市民税の調定額は10億6,842万円、前年比プラス2.3ポイント、3,561万円の増収になっています。サラリーマンなどの給与所得者の特別徴収は、納税義務者数が291人ふえているにもかかわらず、賃金の落ち込みで1,100万円の減収になっています。一方、普通徴収の株式の譲渡所得に係る市民税の所得割等が4%伸びたことにより、1,650万円余りの増収となっています。アベノミクスの効果は、多くの勤労者の賃金アップにはつながらず、一部投資家、富裕層にその恩恵が偏っていることが証明されています。固定資産税は土地で7億4,968万円、前年比マイナス0.32ポイント、244万円の減収になっていますが、地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が平成5年から、地方は18年連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されていません。これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまで公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが、最大の原因であります。依然として、収入が減り続けている市民に、重い負担を強いています。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄附金の名による住民負担の問題であります。平成25年度も防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担は、消火栓設置改修寄附金で29万9,000円、さらにホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担は、60万7,000円となっています。地方財政法第4条の5、割り当てる寄附金の禁止の規定は、税外負担の解消を促進する趣旨で、地方公共団体は寄附金を住民に割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとの規定が加えられました。この法律の趣旨、目的は、元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと解されているのであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条の規定に基づき、条例に定めて分担金として徴収すべきであります。また、初期消防にとって必要不可欠やホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担も、市が全額負担して整備すべきであります。住民の安全や健康、福祉を補助すること、市民の生命、財産を守ることは、地方自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、職員採用についてであります。市長として職員採用試験に関与することは当然のことだとの姿勢は、地方自治法や地方公務員法の趣旨や目的、葛城市政治倫理条例を真っ向から否定するもので、認めることはできません。県内12市の中で、葛城市だけです。直ちにやめるべきであります。

次に、住民の安全、防犯対策についてであります。防犯灯の設置について、平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。評価できるものであります。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く負担は低くの合併時

の約束を裏切るもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは、市の仕事です。少なくとも児童・生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で設置すべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法の施行から8年が経過しました。サービスの利用料はこれまで収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料でサービスを利用できましたが、自立支援法は障がいを自己責任とする立場から、サービスや公費負担医療に原則1割の定率負担を押しつけたのです。葛城市では、非課税世帯の利用料の免除などにより、その負担率は0.5%、補装具等で3%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては、大きな負担であります。国の財政優先、障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年6月から、事業系ごみの持ち込み手数料が10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。市内業者収集業者の要請、議会の議決により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で、地方の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成25年度は1,181万円もの負担をかけています。市民、業者、行政が協働してごみの減量化を進めなければならないときに、水を差すやり方であります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。有線放送の地域では、トランペットの購入費で3,990円の負担となっていました。平成25年度からトランペットが貸与されることになりました。負担が軽減され、評価できるものであります。しかし、軒下から室内への配線や設置工事費の市民負担が残されています。防災無線の地域では一切の負担はありません。住んでいる地域によって負担が異なっていることは、著しく均衡を欠き、公平の原則からも認めがたいものであります。150万円あれば解決できるものであります。また、早急な統一された情報伝達手段の整備を計画すべきであります。

次に、農業振興についてであります。民主党政権が打ち出した唯一の農業振興のソフト事業とも言える戸別補償制度が引き継がれ、実施面積124.5ヘクタール、1ヘクタール当たり3万円が交付されましたが、多様な農業経営の現状からはどれほどの効果があったか検証できない状況です。何よりも現在の米価が60キロ当たり1万円を割り込む、過去最低となっていることは、米価を保障するとした機能、生産調整の役割は破たんしていることを証明しています。自民政権が続けてきた水田農業構造改善事業と同様、日本の葛城市の農業振興や国民の食糧を保障するものではなく、単なる米の生産調整、減反政策にほかなりません。このままでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を失い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。現在の基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業を葛城市の基幹産業と位置づけ、経営を支え後継者を育てる所得保障や価格保障制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に集落営農など多様な農業経営の発展を目指すべきであります。

次に、都市基盤整備事業、道路整備事業についてであります。現在、平成29年の竣工を目指して、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線等が着工されています。新市建設計画や総合計画等に基づき、都市基盤整備に必要とされている基幹道路等の計画的な建設は当然ですが、住民の身近な集落内道路や通勤・通学路、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおこなわれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者のトイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえるべきであります。

何よりも、新市建設計画事業に学校給食センターや新庄幼稚園の建設事業の追加、計画になかった新道の駅建設事業など、157億円の事業費が200億円にも増嵩しています。平成24年6月に策定した財政計画からして、普通交付税の一本算定や合併特例債の償還、今日の社会経済情勢などを盛り込んだ新市財政計画の見直し、新市建設計画の見直しを求めます。

次に、地域活性化道の駅事業についてであります。議会が議決した新市建設計画や葛城市総合計画、まちづくり特別委員会が審査し承認した山麓地域整備計画、都市計画マスタープランにもなかった、地域活性化道の駅建設事業計画が初めて議会に提案されたのは、平成23年10月25日の都市産業常任委員会でありました。その事業計画案では、施設配置の平面図、各施設の内容や面積、当初の売り上げ予定額、建設事業費や経営分析案等が示され、商業施設を3カ所に配置し、道の駅の管理事務所やトイレ等を除く農産物直販所や加工センターなど、4施設の面積は1,585平方メートルでした。経営分析では、農産物や加工所の売り上げは8億5,000万円で、そのうち葛城市の地産分が70%、5億9,000万円の予定で、地元商工業者等による特産品の販売規模は5,000万円でした。事業手法は社会資本整備総合交付金及びまちづくり交付金事業で実施するとされていました。ところが、この事業計画案は1カ月もたたないうちに、運営をより経営という観念から、11月28日に設立した商工会中心の設立委員会に施設規模や運営方法、道の駅全体にかかわる部分を協議していくことになったと撤回されたのであります。

その後、平成24年3月に都市再生整備計画案が提案されました。この計画では、施設は3カ所に配置され、直売所などが入る観光交流センターや加工施設が入るまちおこしセンター、地産地消レストランなど4施設の面積は1,575平方メートルで、当初計画案より10平方メートル小さくなっていました。当初の売り上げ予定金額や経営分析案については、新たに示されず、事業手法は社会資本整備総合交付金及び都市再生整備事業、旧まちづくり交付金事業で進めるということでありました。

その後、最近まで施設の内容や規模、配置、経営分析、事業手法等が定まらずに経過してまいりましたが、驚いたことに、半年前の平成26年3月の定例会の一般質問の中で、都市整備部長は都市公園に設置してもよい公園施設の種類の、売店、飲食店等が都市公園法施行令で定められている。道の駅に計画している施設については、これに該当するものとする。建設面積要件については、違法盛り土の場所も含めた範囲を公園区域とすることにより、基準は満たされると答弁したのです。

つまり、競売で手に入れた違法盛り土部分4万2,990平方メートル、その南側の土地6,840

平方メートルを新たに購入し、大池3,368平方メートルを含め、吸収源対策公園緑地事業で公園を整備し、既定の道の駅部分を含めて公園面積を7万5,000平方メートル余りに拡大することによって、都市公園法の面積要件である建蔽率2%をクリアし、商業施設の面積1,500平方メートル余りが確保できると表明したのであります。山下市長も、建てていく面積のことについて、国・県と協議をさせていただき、必要な面積のパーセンテージ等も含めてご相談させていただいた。その面積、公園も含めて、パーセンテージの中に含めて活用できるということですので、それを活用させていただくということですので、都市再生整備事業計画から都市公園事業への大転換を認め、都市整備部長は用地買収についても都市公園事業ですと明言したのであります。

ところが、さきの6月定例会における一般質問に対し、産業観光部長は、商業施設はL字型で、1階部分が約2,300平方メートル、2階部分が約1,000平方メートルの2階建ての一体施設を予定していると答弁したのです。現在予定している公園面積では、1,500平方メートル程度のもので、2,300平方メートルの建物は不可能です。つい3カ月前の都市整備部長の答弁を否定されたのであります。

ところがまたまた、この9月定例会において、現都市整備部長は、都市再生整備計画事業、旧まちづくり交付金事業で道の駅交流広場事業として1.9ヘクタールで計画をしている。施設の規模の拡大については、事業計画の変更を行う予定であると答弁をし、前土地整備部長や市長が表明した都市公園事業への転換を否定したのであります。一体どうなっているのか。施設の内容や規模、配置などの事業計画や事業手法がころころと変わり、用地買収は3万3,000平方メートルから8万2,800平方メートルと2.5倍、商業施設の面積は1,575平方メートルから3,100平方メートルと約2倍、どんどんと膨らんでいます。基本計画も実施計画もあったものではありません。18億円の事業費で収まるのか。見通しのつかない事業になっているのであります。議会は、市民は、何を根拠に議論をすればいいのか。こんないい加減な事業に18億円もの税金をつぎ込んでいいのでしょうか。市民はたまったものではありません。

新道の駅事業は、直ちに凍結をし、市民の総意で見直すべきであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。平成25年度に緑地公園事業が実施された。大字疋田や木戸から一般寄附金が、疋田から1,100万円、木戸から1,500万円が収納されています。葛城市の事業推進に寄与するために、用途を特定しない内容で、地元大字の自発的、任意の感謝の気持ちからいただく寄附で、葛城市寄附採納事務取扱規程に基づいて、適正に処理をしている、このように答弁をされていますが、平成24年度の当初予算において、初めて予算計上された予算特別委員会の議論のてんまつを見れば、行政の基本的な姿勢やねらいは明らかであります。このとき、都市整備部理事は、疋田地区につきましては、用地約800平方メートルほどの購入をするわけですが、これにつきましては、3分の1を今回寄附金という形で計上をいたしておるわけですが、平等と言うたら語弊があるかもわかりませんが、大字要望の中でそういう趣旨を説明していただきまして、今後も予定しております、木戸、今在家、林堂につきましても、今、私が申し上げた形で寄附金として、そういう形でいただきたいというようなお願いもし、要望も出していただいた所存

でございます。こう答弁をし、今回も市の事業でありながら、寄附金として3分の1をいただくということに相なったわけございまして、大字要望等にも応える意味で、寄附金としていただいたというようなわけでございますと明言をし、疋田だけでなく同様の趣旨で木戸、今在家、林堂からも用地取得費の3分の1を寄附金として徴収することを表明しています。

さらに、副市長は、生野理事の答弁のようにその基本となる発想につきましては、ご案内の分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただくという部分でございますと、答弁をしています。まさに、分担金徴収条例に基づいて、要望のあった大字から3分の1の寄附金を条件に公園事業を行うと、あけすけに表明しているではありませんか。幾ら自発的、任意の感謝の気持ちからいただく寄附だと、後から説明をつけ足しても、これでは説得力がありません。葛城市はこれまで緑の基本計画に基づき、市が事業主体となって国の補助事業を活用して、計画的に公園整備を進めてまいりました。緑化重点地区整備事業としてJR大和新庄駅前公園、北道穂公園、新村公園、薑公園の4カ所、まちづくり交付金事業として笛堂ふれあい公園、JR大和新庄駅東側公園の2カ所、あわせて6カ所を整備してきましたが、事業費は全て国の補助金と市の一般財源及び起債で賄われ、地元からは寄附金の徴収はもとより、一切の負担はありませんでした。公園緑地事業に対する寄附金の徴収は、明確な地方財政法第4条の5違反であります。

地方財政法第4条の5の規定は、「国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない」と明記をしています。この法律は、寄附金等の税外負担の解消を促進する趣旨で、昭和27年の改正で加えられたものであります。市町村の仕事は税金で賄いなさいということなのであります。歴史を60年も引き戻す寄附金の徴収は直ちにやめ、徴収した寄附金は返還すべきであります。

以上の理由により、反対といたします。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 認第1号、平成25年葛城市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国内の経済情勢は、消費税増税の影響を乗り越え、景気は穏やかに回復へと転換しております。まだまだ先行き不透明であると言えますが、このような状況下にあって、本決算においては行政課題を的確に把握し、あらゆる分野で市民ニーズに配慮しながら、限られた財源の重点的配分と歳出経費の効率化を推進された執行になっていると思われまます。その結果において、平成25年度の一般会計決算は、歳入額が164億6,666万円、歳出額が153億2,138万2,000円となっており、歳入歳出額ともに過去最大規模の決算額になっています。また、繰越明許費等の繰越し額を差し引いた実質収支額は6億3,827万5,000円の黒字であり、剰余金として財政調整基金に3億5,986万6,000円を積み立て、財政調整基金の平成25年度末現在残高が33億9,390万2,000円となったことは、堅実な財政運営に努められた結果であり、今後の

安定した財政運営に資するものと判断をいたします。

また、財政健全化法に基づく指標については、実質公債費比率が7.5%、昨年度と比べ1.1%の減、将来負担比率は52.8%で4.5%の増となっていますが、本市の財政状況が早期健全化を必要とする基準を下回る数値を維持し、高い健全性を示しています。

引き続き、各種財政指標の分析を通じ、財政状況を的確に把握するとともに、効率的な自治体経営に努め、健全財政を維持していくよう求めるものであります。

決算の主な事業内容を見ますと、新市建設計画に基づく主事業である新クリーンセンター建設事業、尺土駅前周辺整備事業、地域活性化事業に積極的に執行されています。また、一般財源の支出を抑制するため、100%国庫補助のICT街づくり推進事業、緊急雇用創出事業交付金を利用した観光インバウンド事業、地域防災マップ作成事業、公共施設調査業務等を取り入れながら、各事業が将来に向けての安心・安全な社会の実現や市民の福祉向上のための重点的かつ計画的な取り組みにより、無駄なく効率的に事業展開がなされたものと高く評価するものであります。

しかし、これまでも指摘されている繰越し事業については、年度内に事業を完成させることを強く要望をいたしたいと思えます。今後においても、より一層経費の合理化や効率化に努め、さらなる市民生活の向上に努力されることを期待するものであります。

過日の決算特別委員会での各委員からの質疑や、監査委員による審査意見書の指摘事項を真摯に受けとめ、健全な財政運営に基づき、平成27年度の予算編成に臨まれるよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

阿古議員 認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場で2点申し上げたいと思えます。

まず1点目は、決算についての情報公開という問題だと私は考えております。当然、行政の予算を使うということは、決算書で最終的な形になるんですけども、皆さんのお金ですから、それはどんな使われ方をしたのかということは、市民皆さんに必ず知らせないといけないと思えます。その審議の中で、例えば個人情報であるとか、そういう理由のもとに情報開示がなされないで審議がされてしまう。では一体何を審議しようというのでしょうか。一般の方の、例えば人権に係る問題ですとか、そういう個人情報は保護されなければなりません。しかしながら、法人に深い関係のある方の情報であったり、その決算において非常に影響を受けるであろう、今後行政に対して影響があるであろうという部分についての情報開示というのは、絶対にしなくてはいけないと私は感じます。その部分におきまして、今回の決算の認定は認められないと感じております。

それと、もう一つは条例と決算についての問題であります。国は法律があります。各地方自治体は条例という法律を持っております。我が葛城市でも、いろいろな条例を持っております。例えば、政治倫理条例ですとか数多くの条例があります。その条例に沿った中で、行政はお金を使っていかなければならない。それは、自分たちがつくった法律なのですから、

当然この法律を守って、皆さんのお金を使っていくということなんです。その部分において、私は、今決算は疑問が残ると感じております。

以上2点をもちまして、私の決算認定の反対の討論にさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

内野議員 認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

国におきましては、平成24年12月に政権交代がなされ、自公連立政権が発足し、本内閣においては政権に課せられた使命は、まず強い日本経済を取り戻していくことであるとの意思表示のもと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という3本の矢で力強い経済政策を進めるための取り組みがなされ、新政権による予算編成方針においては、15カ月予算の考え方のもとで切れ目のない経済対策が執行されてまいりました。

そのような中で、本市の平成25年度一般会計決算におきましては、歳入総額164億6,666万円で対前年比14億8,900万円余りの増収となっており、歳出総額につきましては153億2,138万2,000円で、対前年比15億1,300万円余りと大幅な増額となりました。翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支は6億3,827万5,000円であり、昨年度に引き続き大幅な黒字決算となっております。

まず、歳入面におきましては市税の収入未済額が昨年度より約1億円減少しておりますが、昨年度より始められたコンビニ収納や管理職による特別滞納整理等において着実に成果を上げておられるなど、収納率は微増ではありますが向上しており、厳しい状況の中で市税収入の確保に努められております。また、国からの普通交付税や特別交付税においても、当初予算額を上回った額となっており、さらに市債については交付税措置のあるより有利な起債を充当されているなど、さまざまな面で財源の確保に努められたことが見受けられるものであります。また、歳出面におきましては、2款の総務費において100%国の補助であるICT街づくり推進事業の事業採択を国より受けられ、ICTの利活用により地域コミュニティ再生の場と機会を創出し、葛城市民の幸せづくりを国や企業と連携しながら研鑽されておられ、5款の農林商工費におきましては100%県の補助金である緊急雇用創出事業において、地域防災マップ作成事業、公共施設調査業務、買い物困難者生活支援システムの調査事業等々の13事業、総額で約1億6,000万円の事業費が執行されるなど、国・県の補助金をうまく活用しながらまちづくりが進められ、一般財源の支出を抑制されていることを高く評価するところであります。4款、衛生費、6款、土木費においては、新市建設計画に基づく主要事業となっている新クリーンセンター建設事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業などを執行されているところでございますが、繰越し事業に関しましては会計年度独立の原則からも年度内に完了していただくことを強く要望させていただきます。

以上のことから、本決算において認定すべき内容であると判断いたしました。

長引く景気低迷により、市税の減収や少子高齢化社会での社会保障費の伸びは本市の財政に影響を及ぼすものの、住民福祉向上につながる諸事業につきましては継続され、今後もよ

り一層行政サービスの向上に向け市政運営に取り組んでいただくことを期待申し上げ、賛成
討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛
成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第2号の平成25年国民健康保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を
行います。

葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年
目の平成18年度に、平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されま
した。

国保税の大幅な引き上げは、長引く景気の低迷の中で苦しんでいる中小商工業者や農業者、
年金生活者や所得の低い加入者の生活を脅かし、安心して病院にかかれない状況を広げてい
ます。平成24年9月の国保加入者5,780世帯の所得階層調べでは、所得200万円以下の世帯が
4,532世帯で、全加入の78.4%を占めています。そのうち、所得100万円以下の世帯が3,158
世帯で加入者の54.63%、さらに所得ゼロの世帯が1,727世帯で加入者の29.88%と、実に3
割を占めています。驚いたことに、所得ゼロの1,727世帯のうち、年金収入も給与収入もゼ
ロの世帯が686世帯と39.7%、加入世帯の実に12.53%、10世帯に1世帯以上が年金も給与収
入もゼロという実態なのです。

国保は、収入のない人、所得の低い人が多く加入している保険です。国保税は、収入が少
なくても、なくても、均等割や平等割、資産割が課税されます。しかも、国保税の所得割は、
個人市民税等のように配偶者控除などの控除がなく、基礎控除だけという旧ただし書き方式
で課税されることになっています。他の税金に比べて過重な負担となる仕組みとなっている
のであります。

国保税の収納率は、現年度分で93.55%と、個人市民税の98.74%を5.19ポイントも下回り、
収入未済額は4,866万円になっています。滞納世帯は1,000世帯に達し、加入世帯5,472世帯

の18.3%にもなっています。国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯は45世帯、さらに保険証が加入者に届いていない、納付相談中が74世帯、居所不明が32世帯など、市役所で保管されている保険証は106世帯となっています。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者等に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証を加入者に届ける手だてを急いでとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定減免の適用の拡大を図るとともに、平成25年度も1,791万円の不納欠損処分を行っています。合併後、平成17年度からこの平成25年度の9年間で、消滅時効や滞納処分の執行停止等による不能欠損処分の総額は2億2,000万円を超えました。3億5,000万円余りあった滞納額は、2億6,381万円にまで減らしましたが、収納率が低迷する中で現年度分の収入未済額が毎年5,000万円程度新たにふえてきていますので、根本的な解決にはなっておりません。

長引く経済の低迷や厳しい地域経済のもとで、まともな仕事につけない雇用環境の中で、収入がゼロや所得の低い世帯に対して、市が定めている申請減免制度を整備、拡充し、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えることが重要であります。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減額または免除することができるとの減免規定を定めています。その第2号では、当該年度中の所得が皆無となった者またはこれに準ずると認められる者、さらに第3号では、前2号に掲げる者のほか、特別の事情ある者を減免の対象とすることができると規定されています。大事なことは、この税条例第23条第2号の所得が皆無になった者に準ずると認められる者及び第3号の特別の事情がある者の適用基準を明確にし、適用範囲を広げることであります。今こそ、この市長が必要と認められる者に対し国保税を減額免除できる減免規定の具体的な適用基準となっている、葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直して、適用範囲を拡充することが求められています。減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号でも、税条例第23条と同様に、当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、取扱基準の減免の対象や割合を定めた第3条第3号は、減免する必要があると認められる者の対象の中に、所得が皆無であることについては3項目の適用基準が明記され、いずれも所得割額を免除するとしています。肝心のこれに準ずると認める者については、全く記載されていないのであります。

さらに、第5号の前2号に掲げる者のほか特別の事情がある者については、納税義務者が刑務所等その他これに準ずる施設に收容されている者について、全額免除するとの記載があるだけであります。取扱基準第3条第3号の減免する必要があると認められる者を見直し、第2条第3号に明記されているこれに準ずると認める者については、例えば前年度より所得が50%以上減少した場合とか、生保基準の1.3倍とするなど、具体的な適用基準を明示し、適用範囲を拡充することです。

また、第3条第5号のその特別の事情がある者についても見直しを行い、例えば児童扶養

手当支給世帯、心身障がい者世帯等を対象とする適用範囲の拡充を求めるものであります。

国保は市町村の自主事務であり、保険者の裁量で実施できることであります。

葛城市の平成24年度の被保険者1人当たりの医療費は29万3,933円と、県下で33番目に位置しています。平成21年度には25万8,468円で、県下で一番低い医療費でした。市民被保険者への健康への留意、健康推進委員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が支えられています。

ところが、市町村国保は市民保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政状況が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国庫負担を、総医療費の45%から38.5%に大幅に削減したことが最大の原因であります。国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきであります。

一般会計からの繰入れや資格証明証の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し短期保険証の発行を抑えるなど評価できるものでありますが、以上の理由により反対をいたします。討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 認第2号の平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若年者の減少、非正規雇用の増加による収入の低下など構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、厳しい運営が続いています。

平成25年度決算は、歳入において年々保険税収入が減少し、歳出において保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等医療費関係の経費が増加する中で、収支の不足を一般会計から1億6,000万円の法定外繰入金で財源補てんを受け、黒字の決算となっています。

このような状況の中で、被保険者の健康の保持増進を図るため、前年度から始めた特定検診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、きめ細やかな受診勧奨などの継続的な取り組みにより、積極的に保険事業を推進され、平成20年4月に義務化された特定健康診査、特定保健指導の受診率が年々向上するとともに、被保険者の健康への意識啓発がなされ、その結果として1人当たりの医療費において、県内市町村の中で4番目と、毎年度常に低い数字を保つという成果となってあらわれているものと考えます。

また、保険税の収納率においても、前年度決算と比較して、現年度分全体で0.47%向上しています。そして、国民健康保険事業の適正な実施に努めたことによる、国・県の特別財政調整交付金も前年度と同様に多くの金額の交付を受けており、国民健康保険事業の円滑な運

営が行われた決算であると評価するものです。

国民健康保険は、被保険者である住民の皆さんにとって大切な、かけがえのない制度です。必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度運営のため、今後とも引き続き医療費適正化等による歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなどして、今後においてもより一層の経営努力を重ねられることを要望しまして、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第3号の平成25年度介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成25年度の介護保険事業特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の中間年の決算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画の策定のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円引き上げて、基準月額を4,100円に改定された保険料が引き継がれています。保険料の負担は、年金収入が減少している中で、高齢者の生活に大きな不安を与えています。

第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を越える方々の保険料は、年金から天引きをされ、その以下の人は普通徴収されています。普通徴収の現年度分の収納率は90.8%、前年度よりマイナス1ポイント下がっています。収入未済額は451万円となっています。滞納繰越し分1,628万円の収納率は10.7%で、滞納繰越し額は1,454万円となり、前年より76万円ふえ、現年度分の収入未済額を加えた滞納額は1,906万円となっています。不納欠損処分を220万円実施し、1,685万円に抑えていますが、毎年90%前後という収納率の推移を見れば、過重な負担になっているのは明らかであります。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、このうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。

平成25年度決算では、実質収支で3,561万円の黒字、介護保険給付費準備基金から4,852万

円が繰り入れられ、準備基金の保有額は8,590万円となっています。

介護サービス給付費の第5期事業計画、平成25年度予算額に対する執行率は、居宅サービスの訪問介護や通所介護、訪問看護などの居宅介護サービス給付費が102.3%と、介護保険制度がスタートして14年目にして事業計画予算を上回るなど、在宅介護を支える居宅介護サービスの利用が広がっています。一方、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービス給付費は114.4%と、事業計画予算を大きく上回っています。特別養護老人ホームの給付費は103.5%の執行率にもかかわらず、待機者が95人と、依然としてベッド数が不足をし、入所できない状況が続いています。特別養護老人ホームの整備が求められています。老人保健施設は137%と、事業計画予算額を大きく上回り、特別養護老人ホームの待機者の一時的な受け皿となっています。本来の在宅への橋渡しの役割を果たすサービスの充実、ベッド数の確保が求められます。

居宅介護サービスの利用が広がっていますが、在宅では介護できない利用者の受け入れ先がなく、老人保健施設や病院への入所、入院等に対応されています。家族の過重な負担を軽減し、住みなれた地域で暮らせる在宅介護サービスの質、量ともの拡充、地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設等の整備、定期巡回随時対応型訪問介護等が求められています。

さらに問題は、利用料が高くて介護サービスが受けられない状況も広がっていることです。平成17年10月から、これまでの介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費が保険対象から外され、原則として全額を利用者負担とされました。この結果、市民税非課税世帯でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、食費が4万2,000円、居住費では多床室で月額2万5,000円、従来型個室で4万8,000円、ユニット方個室では約3万円という大幅な値上げが押しつけられました。デイサービスやショートステイの利用料も上げられましたのであります。

特別養護老人ホームや老人保健施設等の毎月の利用料は14万円、15万円に跳ね上がりました。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。早急な市独自の減免制度を整備すべきであります。特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や、軽度の人介護サービスの切り捨ては、これまで国が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことを、証明したものであります。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年度には高齢者のひとり暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から約250万人に増加することなどが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、地域密着型サービス、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。国の対応を待っていては間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

2番、内野君。

内野議員 認第3号、平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、高齢化が進む中、要介護認定者は微増となっておりますが、介護サービス利用件数及び保険給付費は対前年度比103%から104%程度の自然増的な伸びとなっております。

地域包括支援センターが中心となって展開している地域支援事業の介護予防事業、自立支援事業などの取り組みが浸透しており、要介護認定者の増が微増にとどまった要因の1つとなっていることは、評価するものです。

葛城市周辺の介護施設の整備など、施設利用者がふえたことにより、施設介護サービス費などの保険給付費が前年度より増となっておりますが、サービスの必要な人へ適切に給付がなされているものと思われま。

一方、歳入では、滞納繰越し分の介護保険料が大きく、給付制限という罰則規定があるものの、制度の啓発、早期の収納、財源の確保に努めていただきたいと思います。

今後、高齢者の方はますますふえていき、介護保険サービスを必要とする要介護認定者がふえていくことは避けられないところです。来年度から、介護保険制度も大きく変わろうとする中、介護予防事業、市民のニーズに合った介護サービスの整備、地域包括支援センターに係る体制の充実などにご尽力をいただき、介護保険財政の安定的な運営を図っていただきたい、また第6期事業計画に向けて、介護給付費準備基金の適切な運用方法を検討していただくよう要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認第5号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第5号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定されました。
日程第6、認第6号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第6号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定されました。
日程第7、認第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第7号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定されました。
日程第8、認第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第8号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定されました。
日程第9、認第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第9号の平成25年度後期高齢者医療保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

本年は、2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.1%から0.47%引き上げられ、8.57%に、均等割は4万4,200円から500円引き上げられ4万4,700円になり、平均年間保険料は7万1,554円となりました。値上げ幅は1,593円であります。

保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに対応して、保険料が引き上げられる仕組みになっています。

厚労省の試算では、11年後の2025年度には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,974円、さらに2035年度には人口比率が14.6%となり、平均年間保険料は10万円を超えて10万8,016円にもなる見込みであります。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は、認めがたいものであります。

収入が1万5,000円未満の749人の普通徴収保険料の徴収率は98.53%と、前年度より0.13ポイントプラスになっていますが、収入未済額は113万円ふえて、滞納繰越し分を含めた収入未済額は307万円となっています。

保険料の滞納者は67人に上り、6カ月の短期保険証の発行は平成21年度の7件から平成22年度には10件、平成23年度20件、この平成25年8月には24件と増加しています。払いたくても払えないのであります。短期保険証の発行はやめるべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、代わりに資格証明証が発行される仕組みが法定されています。

これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

後期高齢者医療制度のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで、医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 認第9号、平成25年度後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて6年目となります。これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、さまざまな改革、改善が行われてきたことにより、制度の定着化が図られつつあると認識をしております。

平成25年度決算は、歳入においては歳入全体の73.1%を占める保険料は、見直し後2年目となります。前年度より4.5%増となっておりますが、滞納繰越し分も含めた保険料の収率は98.57%と、前年度と同様に高い率となっております。

一方、歳出では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費等負担金は、前年度と比較して4.3%の減、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金をあわせた広域連合納付金は歳出全体の99.3%を占め、3.1%の増となっております。

このような状況にあつて、後期高齢者医療制度を運営する広域連合におきましては、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、葛城市において健康診断の受診率は前年度より2.57%向上し、12.79%となっております。

この後期高齢者医療制度に基づき、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計から繰入金等を財源として広域連合と連携し、健全な財政運営に努め、円滑な授業運営が行われた決算であると評価するものでございます。

高齢者社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められています。この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう、国の動向をしっかりと見つめるとともに、県及び広域連合との連携を密にし、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを望み、賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議第36号から日程第13、議第39号まで、以上3議案を一括議題といたします。
本3議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第36号、議第38号及び議第39号の3議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第36号、葛城市税条例等の一部を改正することについてであります。

質疑では、法人市民税均等割の減額及び軽自動車税の増額による影響額はという問いに対し、法人市民税は2,500万円の減額となるが、その減額分は普通地方交付税の措置を受けられる。軽自動車税はバイクで510万円、新規の軽四輪で260万円増額見込みだが、経過年分の増額分は把握できていないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第39号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

西川議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第33号から日程第19、議第42号まで、以上6議案を一括議題といたします。本6議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第33号、議第34号、議第35号、議第37号、議第41号及び議第42号の6議案につき、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第33号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、こども・子育て支援新制度では教育、保育を利用する子どもたちについて3つの認定区分が設けられるということであるが、認定申請及び認定事務はどのように行うのか、また新制度導入後の利用者負担額はどうかという問いに対し、来年度より認定区分が設けられることになり、来月には来年度の保育所の入所募集をさせていただき予定をしているので、認定申請についても保育の入所申請と同時に受け付けをさせていただき予定である。認定事務については、国の定めに基づき審査をさせていただきことになるが、審査に当たっての保育を必要とする事由については、今まで葛城市で入所受け付けをしていた内容とほとんど変わっておらず、申請を受けてから本市の方でそれぞれの区分の認定要件に当てはまるものかどうかを客観的に審査させていただき、その後認定証を保護者の方に送付させていただき予定である。利用者負担額については、公定価格として国の方から示されることになっており、今のところ仮として国から示されている内容では、現状と変わりが無いが、今後、

国から示される数字をもとに検討していただきたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、家庭的保育事業や小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業について保育担当職員としての国の基準並びに市の基準は家庭的保育者ということであるが、この認可基準で、安全・安心な保育を行うことができるかという問いに対し、本条例においては、家庭的保育者は、市長が指定する都道府県知事そのほかの機関が行う研修を含め、市長が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者としている。現在、家庭的保育事業というのは市の認可外の事業であるが、家庭的保育者については基礎研修として講習等が21時間と実習2日以上、または保育士以外の方については基礎研修に加えて認定研修を受講することとなっている。認定研修は看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者1年以上の方については講習等が40時間、実習が48時間、また、経験のない家庭的保育経験者1年未満の方については、講習など40時間、実習48時間に加え、さらに実習20日間の認定研修を受けていると聞いているので、家庭的保育者という基準でも安全・安心な保育を行うことができると認識しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、本条例における1学童当たりの定員の基準については、国の基準のとおりとなっているが、経過措置が設けられている。今後、経過措置の間に基準を満たすため、どのように対応していくのかという問いに対し、現在、本市においては1学童当たりの定員は60名で運営しており、国の基準である定員40名となると待機児童が出るため、条例制定に当たり経過措置を設けている。現在、毎年、新年度に向けての募集期間内に、入所を希望されている方に関しては、全員4月には入所していただいているが、募集を締め切った後に入所希望される方については、日々の出席率等を勘案し、弾力的な受け入れを行うことで待機児童の解消に努めている状況である。経過措置については、来年度から5年間の計画策定の間に、条例に基づいた運営をしていけるようにしていきたいと思っている。今後、他の市町村と比較して、葛城市は学童保育に預ける保育料が安いということなどについても考えさせていただきながら、学童保育全般、また保育所・幼稚園などのあり方、放課後児童のあり方全般の問題なので、できるだけ早く答えを出して、子どもを預けてもらえる体制づくりを考えてまいりたいと思っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第41号、平成26年度葛城介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、地域支援事業費の介護予防一時予防事業費の中で報償費として講師謝礼60万円が増額される一方、地域活動指導者養成講座委託料で60万円が減額されているが、これはどのような理由によるものかという問いに対して、地域活動指導者養成講座については地域のリーダーとなる指導者を養成するため、業者委託により運動指導士を地域の公民館に派遣していたが、今年度は介護予防普及啓発事業などをお願いしている運動指導士をお願いすることで調整ができたことにより、今回報償費で計上させていただき、費目の振りかえを行うものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号、平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、歳入の国庫補助金の中で新たにがんばる地域交付金として5億603万7,000円が計上されているが、その内容について教えてほしいという問いに対し、平成25年度の国の補正予算第1号に係るがんばる地域交付金については、対象となったごみ処理施設整備事業など8事業についての地方負担額に基づいて算出された国の交付金である。そのうち、ごみ処理施設整備事業により算出されたがんばる地域交付金は3億9,900万円であり、本来であればこの交付金はごみ処理施設整備事業における設計変更などによって、新たにふえた市の負担金3億8,600万円に補いたいところであったが、がんばる地域交付金は早急な経済効果をもたらすために、今年度中に完了する事業に充当しなければならない交付金であるため、今回は学校給食センター建設事業に交付金全額を充当することになった。なお、このがんばる地域交付金や陳情、要望活動による補助金の充当により、学校給食センター建設事業では市の負担金は5億2,000万円減ることになり、ごみ処理施設整備事業費の増額分を差し引いても1億3,400万円市の負担が減ることになるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。
日程第15、議第34号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第34号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第35号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第35号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第37号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第37号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。
日程第18、議第41号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第40号議案を議題といたします。本案は各常任委員会に分割付託されており、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第40号、平成26年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、すむなら葛城市住宅取得事業補助金の内容を詳細に説明願いたいという問いに対し、現在、本市の人口は微増傾向にあるが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2040年には人口減に転じることが予測されるため、長期的な視野に立ち、本市への定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的として本事業を実施するものである。補助対象者及び補助対象となる住宅は、本年10月1日以降に転入された方が住宅を取得し居住する部分の延べ床面積が55平方メートル以上で登記がなされたものに対し、新築住宅に2万円、中古住宅に1万円をそれぞれ補助する。また、この事業は市内転居や建替えをされる方に対しても補助を行うことにより、転出人口が減り、人口維持にとっても効果的である。さらに、本市には多くの観光資源を初め、住みたいと思えるための住環境が整っており、本事業とあいまって本市を居住地として選択していただけることを期待できるという答弁がありました。

また、これに関連し、事業実施を決定する前に、より効果的な施策をもって議論するべきではなかったかという問いがあり、本市の合併10周年を1つの起点にし、市民から預かった税金をいかに市民へ還元するかを考える立場から、高齢化の進行及び納税者人口の減少を抑えるため、できる限り若い世代に本市に住んでいただき、さまざまな世代が共存できるまちを目指すべく、近隣市町村に居住している人たちに対し、葛城市への定住という選択肢を与えるための事業として実施するものである。合併後10年で約1,500人増加したので、同様のペースで3万7,000人から4万人の人口を維持していくことを目指し、今後もさまざまな施

策を打っていききたいという答弁がありました。

次に、市内全体の街灯のうち、LED灯への取りかえは何基あるのか、また、大字がLED灯への切りかえの申請をした場合、1回の申請で何基までができるのかという問いに対し、街灯等整備事業補助金の当初予算は250万円であったが、6月に100万円の増額補正を行ったものの、8月末時点で予算残額がわずかの状態になってしまったため、今回100万円の増額補正をお願いするものである。平成26年度においては、14カ大字において31基を新設し、うち30基がLED灯である。また、街灯の取りかえについては284基中283基がLED灯である。大字が一度に多くのLED灯への取りかえが申請された場合については、予算等の都合上、2カ年に分けて対応させてもらうなどして、大字の要望に応じていききたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な意見が出され、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第40号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、社会福祉費の中の委託料として、障害福祉システム変更委託料129万6,000円が計上されているが、その内容について教えてほしいという問いに対して、県が10月より精神障害者の医療費助成の拡充として、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の所持者を対象として、入院、通院した際の医療費を助成する制度を開始することを示したことにより、この制度改正のためのシステム改修費を計上させていただいた。なお、改修費用の2分の1については、県から補助金が出るという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、県は10月から精神障害者への医療費助成の拡充を始めるとのことであるが、本市においてはどのように対応されるのかという問いがあり、県が医療費助成の拡充に伴い県と市町村との間で助成方法やシステム改修などについての検討会が必要となり、本年7月まで数回にわたって勉強会、検討会が開催され、その間システムの構築ができなかった。また、県下12市では助成対象者も多く、システム改修が必要となってくることから、10月からの助成開始は難しいということで、現在のところ1級の手帳所持者への助成は、おおむね来年4月から8月ぐらいまでには開始できると予測しているが、最終的には県下12市で時期を合わせて取り組ませていただくということになっている。2級の手帳所持者への助成については、他の福祉医療制度とのバランス等の問題もあることから、今後の手帳の申請件数などの推移、予測なども見ながら、葛城市の財政力に助成が可能であるかを見きわめて、進めていけるようであれば進めていききたいと考えているという答

弁がありました。

また、児童福祉費のBPファシリテーター養成講座実施委託料の内容について教えてほしいという問いに対して、BPプログラムとは、初めて子どもを育てる母親とゼロ歳の子どもと一緒に参加するプログラムのことで、そのプログラムを決められた実施計画に基づいて企画し実施していくのがBPファシリテーターであり、ファシリテーターの確保のため、定員20名の養成講座を実施する委託料として110万円を計上させていただいた。子どもを持つ母親と子どもがBPプログラムに参加いただくことで、育児不安や孤立感を解消し、子どもの虐待予防にもつながり、葛城市の将来を担う子どもの育成のためにも全ての母親に参加してほしいと思っているので、今後、資格を取得したファシリテーターには市の子育て支援センターに登録していただき、BPプログラムの実施回数をふやすなどして、少しでも子どもを持つ母親と子どもが参加しやすいように事業を進めていこうと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第40号の平成26年度葛城市一般会計補正予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、歳入の6款、土木費、4項、都市計画費、4目、吸収源対策公園緑地事業費、13節、委託料の測量設計等委託料300万円の支出であります。

本測量設計等委託料300万円は、新道の駅事業予定地の西側山麓違法盛り土部分の北側用地6,840平方メートルを買収し、違法盛り土部分とあわせて吸収源対策公園緑地事業を実施するために、資材やプレハブ等の移転や建物補償等の鑑定委託をするものであります。

違法盛り土部分の北側用地6,840平方メートルの買収は、新道の駅事業の交流広場部分を、違法盛り土部分4万2,900平方メートル等を含めて都市公園事業として実施し、売店、飲食店等の施設約1,500平方メートルの建設を行うために、建ぺい率2%を確保することが大きな目的でありました。

ところが、今9月定例会において、都市整備部長は、都市再生整備計画、まちづくり交付金事業で道の駅交流広場として1.9ヘクタールで計画している、施設規模の拡大2,300平方メ

ートルについては、事業計画の変更を行う予定であると答弁をし、前都市整備部長や市長が3月定例会に表明した都市公園事業への転換が否定され、再び、都市再生整備事業、旧まちづくり交付金事業で実施されることになったのであります。

事業計画が転換されたにもかかわらず、本補正予算によって道の駅交流広場部分と違法盛り土部分とを一体整備するとして、吸収源対策公園緑地事業で整備するために北側用地の確保を推進しようとするものです。

それが、本定例会で都市公園事業をやめ、再び、都市再生整備事業で実施することになれば、用地購入の必要性の説明がつかないのではないのでしょうか。

違法盛り土部分の整備は、県において1億2,000万円程度をかけて土砂災害防止事業が予定されております。市がこれ以上多額の税金を投入して用地買収や公園整備事業を進めることは、市民の合意を得られるものではなく、認めるわけにはまいりません。

水痘予防接種等10月から実施されるなど、評価できるものもありますが、以上の理由で反対せざるを得ません。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 議第40号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

平成26年度一般会計補正予算につきましては、歳入、歳出それぞれ5億3,112万5,000円を減額し、歳入、歳出予算総額それぞれ159億9,442万円にするものであります。

まず、歳出の主なものといたしまして、2款、総務費においては自治振興費での、「すむなら葛城市住宅取得事業補助金」150万円が計上されております。昨今、各自治体の人口減少が取りざたされる中、将来を見据えた上での定住化促進を目的とした新規の補助事業であり、葛城市が大阪に近く、住みよいまちであるという好条件を広く市外にもアピールされ、有効活用されることを希望いたします。

また、3款、民生費では、地域子育て支援センター事業として、「BPファシリテーター養成講座実施委託料」110万円が計上されて、初めて子育てを経験される若いお母様方に期待される分野に着手されております。

次に、4款、衛生費の予防費では、水痘予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種委託料として2,490万9,000円が計上されて、市民の費用負担の軽減が図られる内容となっております。

また、6款、土木費の公園管理費では、新町公園排水ポンプ改修工事に伴う委託料400万円の増額ですが、最近の特別警報やゲリラ豪雨といった災害に対処するための追加費用であります。

最後に、8款、教育費の事務局費におけます学校給食特別会計繰出金につきましては、5億8,537万3,000円が減額されていますが、これにつきましては、学校給食特別会計の補正予算（第1号）におけます歳入2款、国庫支出金の学校施設環境改善交付金事業補助金7,969万3,000円及びがんばる地域交付金5億603万7,000円のそれぞれの増額がされていることに起因するものでございます。学校施設環境改善交付金事業補助金につきましては、再三にわ

たり市長が陳情に足を運ばれた成果であり、またがんばる地域交付金につきましても、平成25年度の国の補正第1号において葛城市が前倒しで取り組んだ各事業に係る市の負担額を基礎として算出されたものであり、葛城市が積極的に事業を推し進めてきた結果であります。

以上、いずれの補正内容を見ましても、市民の方々にとりましては有益な事業であり、財源確保の観点からも本市の積極的な姿勢が功を奏したと判断できるものであると私は思います。

そういうことから、賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様におかれましては、5日の開会以来、本日まで、長期間にわたり多数の重要議案を終始慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これで本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、各常任委員会また決算特別委員会の審議において議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、平成27年度の予算編成また葛城市政の執行に当たられるとともに、平成26年度も下半期を残すだけとなり、今後も新市建設計画を初めとする諸事業の完遂やさらなる行財政改革の推進に努められ、本市発展のためにご活躍いただきますことを切にお願いし、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、皆様方に一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月5日に開会されました平成26年第3回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終了し、閉会を迎える運びとなります。これまで提案させていただきました全議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、また、いずれも認定、可決いただきましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

また、会期中には議員の皆様方から大変貴重なご意見などをいただきましたことに、真摯にこれを受けとめさせていただき、今後の葛城市の市政運営に当たってまいる所存でございます。

特に、平成25年度決算につきましては、繰越し等のことにつきまして、議員の皆様方からいろいろなお意見を頂戴いたしました。年度中に執行していけるように、市役所職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、今年10月1日に葛城市誕生10年目を迎えるわけでございます。10月11日には記念式典を挙行させていただき、皆様とともに、市民とともに盛大にこれをお祝いさせていただきたいと思っておりますけれども、それをさらなる葛城市の発展の始まりとできるように、しっかりと知恵を出しながら、また皆様方のお知恵を拝借しながら進めてまいりたいと思っております。どうかご協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

なお、今議会の中で、議員各位におかれましては、皆様方、葛城市発展のためにさまざまなご提言をいただきました。これからもなお一層ご指導、ご鞭撻を賜り、葛城市がさらなる発展へと進んでいけるようにお力をかしていただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

西川議長 以上で平成26年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西川 弥三郎

議 会 副 議 長 朝岡 佐一郎

署 名 議 員 西川 朗

署 名 議 員 赤井 佐太郎